

令和8年度 九州大学大学院人文科学府
「学会発表支援事業に係る奨学金」受給者募集について

令和8年9月

人文科学府に所属する大学院生を対象として、標記奨学金の受給者を募集します。

この奨学金は、大学院生の学会発表に要する費用の全部または一部を支援することにより、学生の研究活動の活性化に役立てることを目的として給付されます。

つきましては、下記要領に従って申請してください。

なお、申請は原則一人1回まで可能です。

また、対象となるのは、令和8年4月1日から令和9年1月31日の間に開催される学会で、令和9年2月10日までに必要書類が提出できるものに限ります。

記

1. 資格要件

人文科学府に在籍する正課生で、経済的援助を必要とする者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には支給しない。

- (1) 申請時に休学中または留学中の者
- (2) 申請時に日本学術振興会特別研究員である者
- (3) 申請時に日本学術振興会外国人特別研究員である者

2. 奨学金の給付額

奨学金の給付額は、次の各号に掲げる限度額の範囲において、交通費及び宿泊料の合計額（本学の旅費規程に基づき、経済的かつ合理的な方法で算定された額）とする。

- (1) 国内で開催される学会の場合、1名につき4万円を上限とする。
- (2) 国外で開催される学会の場合、1名につき8万円を上限とする。

※1 「学会」とは、会則に則った学会組織をもち、定期的に大会を開催しているものとする。

※2 交通費は、公共の交通機関を利用した場合のみ支給する。

※3 宿泊料は、学会または懇親会終了後、日帰りができる場合は計上できない。

※4 旅行期間は、学会開催期間を目安とする。

3. 申請手続

奨学金の給付を受けようとする者は、指導教員の承認を得て、次の各号に掲げる書類を学会参加前に学務課（人文担当）宛てメールにて提出しなければならない。

- (1) 「学会発表支援事業に係る奨学金給付申請書」（様式1）
- (2) 「給与等の口座振込同意書」※既に口座登録済みの場合は提出不要
- (3) 参加学会名、開催地、発表日時、発表題目がわかる資料（学会プログラム等）

4. 受領手続

奨学金の給付を受けようとする者は、学会終了後速やかに、次の各号に掲げる書類を学務課（人文担当）宛てメールにて提出しなければならない。なお、証拠書類の紛失等により実費額が確認できない場合、給付できないことがあるため注意すること。

- (1) 学会発表報告書（様式2）
- (2) 【航空機利用の場合のみ】搭乗券の半券（又は搭乗証明）および領収書
- (3) 【国外で開催される学会への参加の場合のみ】税金等の内訳明細のある旅行見積書等の書類

5. その他

本奨学金は、経済的支援を真に必要とする者に対して幅広く給付することを目的としていることから、奨学金に相当する支援を他所から受給できる者については、他所からの受給を優先すること。なお、他の助成金等との重複申請は認めない。

【書類提出先】人文社会科学系事務部学務課人文担当

E-mail : jbkkyomu11t@jimu.kyushu-u.ac.jp